

【様式1】

令和6年度 倉敷市立郷内中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校の生徒は、1幼稚園、1小学校、1中学校という地域で育ち、人間関係が固定化しがちである。生徒のほとんどが気心が知っているがゆえに、冷やかしやからかいなど不用意な言動からトラブルが起りやすく、人間関係が悪くなつた際にも、改善に時間を要する場合が多い。多角的なものの見方や考え方、コミュニケーション力、自己解決力を養い、高めていく必要がある。また、スマートフォンや通信型携帯ゲーム機の所持率は年々上昇しており、SNS等への不用意な書き込みや投稿がトラブルのきっかけになつたり、トラブルを長引かせる原因になつたりするケースも目立つ。いじめの未然防止の取組をより強く推進するためには、校内分掌や関係機関と連携して学校全体で横断的な取組を行う必要がある。

いじめ問題への対策と基本的な考え方

・普段から教員間での情報共有に努める。また、教育相談週間との連携が取りやすい時期に、生活アンケートとASSESSを実施し、いじめの早期発見と学校適応感の把握を行い、得られた情報を教員間で共有する。

・スマートフォンや通信型携帯ゲーム機の利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対してSNSの使い方等の情報モラルに関する授業、教室を毎年計画的に実施する。

（重点となる取組）

・いじめの未然防止にむけ、生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設け、生徒同士が認めあえる人間関係作りを構築する取組を実施することで、自己有用感や充実感を感じられるようにする。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針をPTA総会等で説明し、学校のいじめ問題の取組について保護者の理解を得るとともに、学級懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善を生かす。
- ・学校園運営協議会委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめ早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためPTA対象の研修を実施する。
- ・学校HP上に、いじめ問題の各種相談窓口や教育相談等の窓口を紹介し、いじめ防止を啓発し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
 - 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
 - ・年3回の実施（1回目は外部委員も参加）
 - 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
 - ・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼で伝達する。
 - 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
 - ・校外
SC、学校園運営協議会
 - ・校内
校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、人権教育担当、保健主任、養護教諭、生徒支援コーディネーター、該当担任

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・県教育委員会
- ・倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ネットバトロールによる監視
- ・保護者支援のための専門スタッフ（SSW等）の依頼
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭

〈連携機関名〉

- ・児島警察署

・健全育成対策室

〈連携の内容〉

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- 〈学校側の窓口〉
- ・生徒指導主任

学校が実施する取組

(生徒会活動)

- ・人権週間において、生徒会主催の生徒自らが考え企画する、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。

①

いじめの防止

(居場所づくり)

- ・授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会や生徒同士が認めあえる活動を設定することで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。

(情報モラル教育)

- ・ネット上のいじめを防止するために、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業、各学年において1時間以上行う。必要に応じて、外部機関によるインターネット安全教室などを活用する。

(人権教育)

- ・障害や性差、感染症を発端とするものなど、種々の差別や偏見について、道徳や総合、学級活動等で取り上げる。また各教科との関連を図ることにより、より主体的な学習につなげる。

(実態把握)

- ・普段から情報共有を行う。特に、生徒の実態把握のための生活アンケートを年3回実施し、教育相談を行うことで、生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。また、学校適応感の把握のため、ASSESSを実施する。

②

早期発見

(相談体制の確立)

- ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、細やかな声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるように体制を整える。

③

いじめへの対処

(いじめの組織的な対応の検討)

- ・いじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認し、組織的に対応するための検討をする。

(いじめられた生徒への支援)

- ・いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先し、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた生徒への指導・支援)

- ・いじめは絶対に許されない行為であることや、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。